

第1章

国家予算

第1節 意義と基本的枠組み

(1) 予算とは

予算は、一定の期間における財政の内容の見積もりを明らかにしたものである。具体的には、どのような目的と政策に、どれだけの支出をするかや、その財源はどのように調達するのかが示されている。

(2) 基本的枠組み

財政の基本的な枠組みは、日本国憲法の「第7章 財政 第83～91条」に規定されている。以下の2原理を根拠としている。

- ①国民の代表機関による国家の収入・支出に対する定期的統制
- ②国民の代表機関による課税の決定

条文の内容も下記を参考におさえておこう。

【条文（日本国憲法）】

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第2節 予算原則

(1) 予算の7原則（古典的予算原則）

① 公開の原則（公開性の原則）

予算は国民に公開されなければならない。

内閣が予算を専属作成し（憲法 73 条 5 号）、衆議院に提出され（衆議院の予算先議権）、かつ衆議院には議決上の優越権がある（衆議院と参議院の議決が異なり両院協議会を開催しても意見の一致が見られなかった場合や、衆議院の議決後参議院が 30 日間議決をしなかった場合には、衆議院の議決が国会全体の議決とみなされる）（憲法 60 条）。

② 事前性（事前議決・事前承認）の原則

予算はその会計年度の始まる前に国会の議決を経て承認を経なければならない。

③ 限定性の原則

議決された予算額を超える歳出を禁じる量的限定性、予算の対象とする期間（会計年度）を限定する時間的限定性がある。例えば、日本では 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を一会計年度としており、アメリカでは 10 月から、ドイツ・フランスでは 1 月から、イギリスは 4 月から、それぞれ 1 年間としている点は、時間的限定性の表れといえる。

④ 厳密性の原則

予算は事前の見積もりであるが、できるだけ厳密に編成されなくてはならない。

⑤ 明瞭性の原則

予算はわかりやすいものでなくてはならない。

⑥ 完全性の原則（＝総計予算主義）

政府のすべての歳入と歳出は予算に計上されなければならない。

⑦ 統一性（単一）の原則（予算単一の原則）

政府のすべての歳入と歳出は単一の予算（ひとつの予算）に計上されなければならない。なお、特別会計予算は、単一の原則の例外である。

(2) 単年度主義と会計年度独立の原則

① 単年度主義

予算の対象とする会計年度を通常 1 年間とする原則のこと。つまり、国会の議決の効力を 1 年間とする原則を単年度主義という。

② 会計年度独立の原則

ある会計年度の歳出（支出）は当該会計年度の歳入（収入）で賄わなければならない。